第2編 生活環境の整備 第1章 生活環境施設の整備 第1節 生活環境施設の概要

厚生省の所管している行政のなかで,生活環境施設としては,廃棄物処理に関するものと水道に関するものとがある。廃棄物は,し尿,ごみ等主として人の日常生活に伴って生ずる「一般廃棄物」と事業活動に伴って生ずる「産業廃棄物」に大別される。45年度末においてごみの排出量は7万1,000 t /日でその55%が焼却処理されており,残りは主として埋め立て処分されている。

し尿については,下水道等により衛生的に処理されているのは約50%であり,その他は主に海洋投入処分されている。また,産業廃棄物についてはその処理に関する基準が定められ,事業者の責任において処理することが義務づけられているが,その処理体制はいまだ十分には確立されていない。

水道には上水道,簡易水道,専用水道等があり,46年度末においては,総施設1万9,531か所,給水人口8,765万人,水道普及率82.7%,年間総給水量約108億m³となっている。

これらの生活環境施設は,国民の健康にして文化的な生活及び都市活動等を支える基幹施設として,ここ数年来その整備が急ピッチに進められてきた。

一方,近年における生活水準の向上,都市産業活動の進展は,廃棄物においては,質の多様化と量の急速な増加をもたらし,緊急な施設の整備を必要としているが,特にごみ処理施設については,一部自治体において, 適地の不足,地域住民の反対等により,深刻な立地難に見舞われている現状である。

水道においては,あい次ぐ水需要の増大により,水源の開発,水質の安全性確保,合理的な施設整備のための 広域化等の推進のための緊急な施策が必要となっている。

第2編 生活環境の整備 第1章 生活環境施設の整備 第2節 廃棄物処理対策 1 廃棄物処理の状況

(1) 一般廃棄物

し尿の処理の状況は,第2-1-1表に示すとおりである。

第2-1-1表 し尿処理の状況

第2-1-1表 し 尿 処

		41年度			42	
処理区域人口 (対総人口比率)			千人 67,855 (68.5%)			千人 71,292 (71.5%)
水流化 公共下水道 し尿浄化そう			6,631 7,820			6,913 8,798
計			14,451			15,711
非水洗化人口			53,404			55, 581
非水洗化分内駅 (人口, し尿量, 構成比)	千人 53,404		100.0	千人 55,581	kl/日 78,370	100.0
下水道マンホール投入	4,005	5, 639	7.5	4,002	5,666	7.2
計し尿処理施設	25, 581	35,805	47.9	28,624	40,324	51.5
取 義 村 還 元 等	6,996	9,810	13. 1	6,170	8,698	11.1
計画収集	10, 200	14, 250	19.1	9,893	13,923	17.8
B†	46, 782	65, 504	87.6	48,689	68,611	87.6
自 家 処 分 量	6, 622	9,291	12.4	6,892	9,759	12.4

厚生省環境衛生局調べ

理の状況

	45			44		,	43	
千人 84,694 (81.6%)			千人 80,592 (78.5%)			千人 76,080 (75.0%)		
10,930			9, 273 10, 324		-	7,980 9,996		
21,347			19,597			17,976		
63, 347	-		60,995			58,104		
100.0	kl/日 91,091	千人 63,347	100.0	kl/日 88,442	千人 60,995	100.0	kl/日 83,963	千人 58,104
4.6	4,170 60,137	2,914	6.2	5, 513 53, 557	3,782	6.6 56.7	5,529 47,604	3,835
5.0	4,532	3,167	7.8 15.2	6,923	4,758 9,271	9.2	7,747	5,345
90.5	82, 461	57,329	89.8	79, 403	54,774	89.4	75,047	51,945
9.5	8,630	6,018	10.2	9,039	6,221	10.6	8,916	6, 159

し尿の衛生処理は,水洗便所から排出されたものを下水道終末処理施設あるいはし尿浄化そうで処理する方法と,くみ取ったし尿をし尿処理施設あるいは下水道終末処理施設に運搬して処理する方法とがある。

くみ取りし尿の衛生的処理率は,41年当時の55%に比較すれば,45年度は71二%とかなり向上してきているが,更に衛生的処理率を高める必要がある。

水洗化人口は年々増加しているが,その形態をみると,下水道の普及が著しく立ち遅れているためし尿浄化そうによる水洗化の伸びが顕著であり,家庭向きの小規模なし尿浄化そうの増加が著しい(第2-1-2表参照)。これらの小規模なし尿浄化そうの増加に対しては,その維持管理に対する使用者への啓もうと,し尿浄化そう清掃業者の活用による維持管理体制の強化が必要となってきている。

第2-1-2表 し尿浄化そう設置数

第2-1-2表 し尿浄化そう設置数 (規模別)

71.2				
	41 年 度	(注1)	45	(注2)
	設置数	構成比	設置数	構成比
20人未満	か所 215,368	53.0	か所 421,288	59. 2
20 ~ 50	82,699	19.3	133,751	18.8
50 ∼ 100	55,254	13.2	76,151	10.7
100 ~ 300	41,862	9.8	60,502	8.5
300 ∼ 500	10,262	2.5	14,002	2.0
不 明	143	0.0		
小計	411,688	98.2	705,644	99.2
500 ~1,000	5,461	1.3	4,426	0.6
1,000~2,000	1,109	0.3	1,301	0.2
2,000~3,000	168	0.0	241	0.0
3,000~4,000	57	0.0	115	0.0
4,000~5,000	31	0.0	48	0.0
小 計	6,826	1.6	6,131	0.8
5,000 以上	66	0.0	128	0.0
不 明	551	0.1		
슴 計	419,031	100.0	711,903	100.0

厚生省環境衛生局調べ

(注1) 41年度末の数値を示す。

(注2) 45年12月31日現在を示す。

ごみ処理の状況は,第2-1-3表に示すとおりである。我が国におけるごみ処理の基本は,可燃性のものは焼却した後に埋め立てを,不燃性のものはそのまま,あるいは破砕又は圧縮した後に埋め立てを行うこととしているが,45年度末においては,焼却率は55%で,なお直接に埋め立て処分されているものが相当量ある。

第2-1-3表 ごみ処理の状況

第2-1-3表 ごみ処理の状況

				41年	度	4	2	4	3	4	4	4	
処	理区	域人	П		千人 67,855		千人 71,292		千人 76,080		千人 80,592		千人 84,694
1,排	<u>ا</u> ا	当当な	: b 量		712		g 755		815		870		909
	みの影	8排出		t/日 48,340	100.0	t/日 53,825		t/日 62,005	100.0	t/日 70,115	100.0	t/H 76,998	100.0
Ħ	焼			21,899		25, 459		29,959		35,758		42,559	55.3
画	高泛	め立たい		16,594 706		20, 292 753	37.7 1.4	22,470 770	36.2	24,688 677	35.3	25,715 548	33.5
収	化た	い	肥	503	1.0	107	0.2	114	0.2	106	0.1	36	0.0
集	飼		料	287			0.4				0.1		0.1
盐	そ	か計	他	941 40,930	2.0 84.6	660 47, 486		813 54, 211	1.3 87.5	988 62,319	1.4 88.9	945 69,899	90.8
自	家	処	分	7,410	15.4	6, 339	11.8	7,734	12.5	7,796	11.1	7,099	9.2

厚生省環境衛生局調べ

ごみの排出量は,1人1日排出量と処理対象人口の相乗積であるが,40年度以降の1人1日排出量の年平均伸び率は約6%となっており,また処理対象人口も年々拡大しているので,ごみの総排出量は年平均約11%の伸びで増加してきており(第2-2-1図参照),これに基づいて50年度を推定すると,1人1日排出量は約1,200gとなり,50年度の処理対象人口1億493万人に対する総排出量は12万5,920トンになる見込みである。

第2-1-1図 ごみの排出量と1人1日排出量の推移

厚生省環境衛生局調べ

ごみの質については、粗大ごみの増加とプラスチック混入率の上昇の問題がある。粗大ごみとは耐久消費財を中心とした大型の廃棄物の総称であるが、これらは買い替えの時期の到来や狭小な住宅事情等の原因により家屋内での蓄積は限界に達し、定期収集を行う都市が増えている。しかし粗大ごみは大型で不燃性であるか、あるいは可燃性であっても直接焼却は不可能なものが多いので、その効率的な処理のためには破砕施設及び圧縮施設の緊急的な整備が必要になってきており、国においては46年度から粗大ごみ処理施設整備に対する補助を開始した。

一方,廃棄物中におけるプラスチック系廃棄物の混入率上昇の問題は深刻な事態を招いている。我が国のプラスチックの用途別生産量の内訳をみると,フィルム・シート,日用雑貨品,中空成型容器等の使用期間の短い製品が約50%を占めているため,プラスチック系廃棄物の問題を大きくしているといえよう。第2-1-4表は都市ごみ中のプラスチック系廃棄物の混入率を示したものである。

第2-1-4表 都市ごみ中のプラスチック系廃棄物の混入率の推移

第2-1-4表 都市ごみ中のプラスチック系廃棄物の混入率の推移 (単位:%)

			43年度	44	45	46	47
札		幌	4.5	5.4	6.0	7.4	8.1
東		京	7.3	9.7	10.3	8.0	7.3
Ш		崎	8.4*	9.1*	10.5*	12.2*	13.0*
横		浜	3.1	3.4	3.7	4.3	4.6
名	古	屋	6.5	7.4	8.7	12.3*	12.3*
京		都	5.0	8.9	9.3	11.2	10.5
大		阪	5.8*	7.6*	12.1*	11.6*	11.3*
神		戸	7.2*	7.0*	7.1*	9.0*	9.5*
北	九	州	6.5*			5.3*	6.0*
福		岡	4.2	6.0	7.8	8.3	10.8

厚生省環境衛生局調べ

(注) * 印は、ドライベース(乾燥して計量した場合)である。

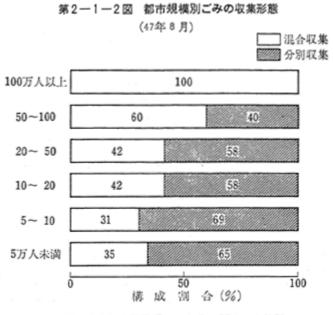
プラスチック系廃棄物は,通常のセルローズ糸ごみと比較すると数倍から10倍の発熱量を有するため,焼却に際して炉内温度の異常高温や含有元素からの腐食性ガスの発生による炉材の損傷をもたらし,また自然

分解の極めて遅いことによる埋め立て方式の不適さなどが指摘されている。

これに対処するためには,現在市町村の保有する約1,800か所のごみ焼却施設の性能からみて,プラスチック系廃棄物の混入率をこれ以上増加させないよう,事業系プラスチック廃棄物を事業者に回収させることとあわせて,新規の施設については処理能力の高度化に重点を置いたごみ処理施設の整備が必要である。

第2-1-2図は全国423市(全市数の70%)におけるごみの収集形態を市の人口規模別に示しているが,大都市ほど混合収集の形態をとる比率が大きくなっている。

第2-1-2図 都市規模別ごみの収集形態



資料:東京都滑掃局「ごみ収集に関する実態調査(全国423都市)」

これら一般廃棄物の収集の事業形態は第2-1-5表に示すとおりであるが,ごみの収集は9割弱が市町村によるものであるのに対して,し尿の収集は歴史的な経緯もあって半分近くが許可業者の手にゆだねられている。

第2-1-5表 一般廃棄物の収集の事業形態

	し尿の	収 集	ごみの	収 集
市町村によるもの {直 委 許 可 業 者 に よ る 計	 kl/日 22,789 22,728 36,942 82,459	27.6 27.5 44.9	t/H 53,193 9,786 6,920 69,899	76.1 14.0 9.9 100.0

第2-1-5表 一般廃棄物の収集の事業形態

(45年度)

厚生省環境衛生局調べ

また,運搬車等の保有状況は第2-1-6表に示すとおりである。

第2-1-6表 運搬車等の保有状況

第2-1-6表 運搬車等の保有状況

(45年度)

	保	有	数	骸	軷	量
し尿運搬車 「パキューム車 運搬トラック その他 計			14,923台			33,317
連搬トラック			305			979
し欧連城里との他			207			256
81			15,435			34, 552 k
海洋 投 棄 船			199			26,314
「特殊運搬車			台 9,344			17,963
正み運搬車 を の 他			6,557			13,957
こみ座版平 との他			625			846
#	1		16,526			32,766

厚生省環境衛生局調べ

最後にこれら一般廃棄物の処理原価をみると,第2-1-7表に示すとおりで,処理原価に占める収集運搬費が 非常に大きいことが目だっている。

第2-1-7表 ごみ処理原価・し尿処理原価と収集運搬費の占める割合

۳ み L 尿 年 度 処理原価 収集運搬費の 占める割合 収集運搬費の 処理原価 占める割合 円/ t 円/kl 札 幌 4, 182 81.8 1,313 53.6 46 東 京 7,661 83.8 4,530 85.7 46 Ш 崻 5,972 3,929 56.8 75.5 46 微 浜 7,663 63.4 2,648 82.3 47 名 古 屋 5,639 66.3 4,682 76.5 46 大 阪 10,669 77.7 (3,354)(100.0)46 神 戸 7,868 67.3 4,366 77.1 46 北 9,361 75.8

第2-1-7表 ごみ処理原価・し尿処理原価と収集運搬費 の占める割合

厚生省環境衛生局調べ

州

九

(注): 処理原価=年間経費(収集連搬+中間処理+最終処分)(円) 年間処理量 (t 又は kl)

なお、経費の算出に用いた費目は、都市により必ずしも同一でない。

4,261

82.7

47

2. 大阪市のし尿は、くみ取り後下水道により処理されるため、収集運搬費のみ計 上した。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、事業活動に伴って排出される燃えがら、汚 でい,廃油等18種類が定められている。現在,各都道府県では産業廃棄物の排出量に関する実態調査をほと んど完了し,産業廃棄物の処理計画については,3県が策定済み,他は策定中である。

第2-1-8表は,各都道府県における実態調査の結果から,排出量を取りまとめたものである。処理の状況は, 現在事業者自らによる処理は必ずしも適正かつ迅速に行われているとはいい難く,産業廃棄物の処理施設 や最終処分地を保有しない事業者は工場敷地内に処分保留のまま保管している例も少なくない。

第2-1-8表 産業廃棄物排出状況

	1		
汚でい 廃ブラ 酸紙くずす 金属く燃えか あ植物 スチッ 廃 酸大くずす ダスト	1 1	調査	調査対象
動植物 性残さ 家畜か 原油 変素 が が 変素 が が が が が が が が が が が が が が が	al.	年度	豊建製 そ 設造の 業業業他
1 北海道 1、584 269 192 1、955 3、576 4、177 8、273 2 185 37 2、236 4 146 318 466 376 229 376 376 2,234 376 377 378	3,372 2,341 2,201 3,4389 2,201 7,848 6,554 3,713 2,712 9,549 34,768 35,305 7,180 36,437 1,566 4,457 7,180 11,566 4,457 7,180 11,566 11,470 3,527 12,206 11,470 3,527 12,206 11,470 3,527 12,370 11,334 12,206 11,470 11,334 11,34 11,34 11,34 11,34 11,34 11,34 11,34 11,34 11,34 11,34 11,34 11,	45 46 46 46 45 45 45 46 47 46 45 45 46 47 47 47	

厚生省環境衛生局調べ

質の多様化とハイペースで増加する産業廃棄物の処理は,事業者責任の原則を中軸とし,産業廃棄物処理業者への委託と地方公共団体が行う処理事業によって推進される。

したがって,これら三者による業務分担の調整が,産業廃棄物の適正処理を遂行するうえに重要な役割を果たすポイントとなることはいうまでもない。

産業廃棄物処理業者は47年12月1日現在において873あるが,その8割近くまでが収集運搬業務のみを行う者である。

処理業者は一般的に経営規模が小さいので,収集運搬器材の新鋭化,高度化及び投資額の大きい中間処理施設又は埋め立て処分部門等への進出については,中小企業育成対策の一環としての積極的な国の財政的援助が必要である。このような観点から,中小企業金融公庫法に基づく融資対象業種として「廃棄物処理業」が47年12月から新たに指定され,産業廃棄物処理業者のみならず,一般廃棄物処理業者及びし尿浄化そ

⁽注) 本表の調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行前に行われたものがある ため、廃棄物の範囲は必ずしも同法によっていない。

厚生白書(昭和48年版) う清掃業者が行う事業に要する設備資金及び運転資金に対して政府資金による長期低利融資を導入し,そ の育成強化が図られることとなった。

第2編 生活環境の整備 第1章 生活環境施設の整備 第2節 廃棄物処理対策 2 廃棄物処理の体系

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)は,従前から市町村によって行われてきた清掃事業の体系に加えて,事業活動に伴って生じた廃棄物についての事業者の責務を明定し,新たに産業廃棄物の処理体系を確立しようとするものである。

旧清掃法が市街地における地域住民の居住環境の清潔を保持することによって,公衆衛生の向上を図ることを目的とするにとどまっていたのに対して,廃棄物処理法は,生活環境の保全を図ることをも目的に加え,政令によって廃棄物の衛生的な処理処分の基準が規定され,公害の防止に資する法律としての性格も付与されている。

特に処理体系が未整備であった産業廃棄物の処理に関しては,事業者の自家処理,産業廃棄物処理業者による処理,都道府県を軸とする地方公共団体による広域的処理等処理体系の整備,都道府県による監視指導体制の確立が規定されている。

(2) 「廃棄物処理施設整備緊急措置法」

し尿処理施設及びごみ処理施設の整備事業については第2-1-9表のとおり,生活環境施設整備緊急措置法に基づいて策定された第1次5か年計画及び清掃施設整備緊急措置法に基づいて策定された第2次5か年計画によって実施されてきたところであるが,廃棄物の量的,質的変化に対応して廃棄物処理事業を積極的に推進するため,新たな計画が必要となり,廃棄物処理施設整備緊急措置法が47年6月23日に制定された。そして,この法律に基づき,50年度を目標とする廃棄物処理施設整備計画を策定することとなっている。

第2-1-9表 総事業費,国庫補助金及び地方債額の推移

第2-1-9表 総事業費、国庫補助金及び地方債額の推移

(し尿処理施設)

(単位:百万円)

	総事業費	国庫補助金	地方資	
38年度	8,521	2,086	2,700	第1次5か年計画
39	18,407	4,021	5,800	
40	17,302	4, 491	6,700	
41	11,150	2,752	3,900	
42	10,000	2, 117	3,600	第2次5か年計画
43	10,500	2,278	4,300	
44	11,100	2,461	4,500	
45	11,802	2,504	4,600	
46	14,586	2,670	7,900	
47	18,412	3, 933	12,000	第3次4か年計画

(注) 1. 41年度以降は地域し尿処理施設分を含む。

2. 地方債欄の金額は計画ベースである。

(ごみ処理施設)

(単位:百万円)

	総事業發	国庫補助金	地方債	
38年度	4,518	94	2,600	第1次5か年計画
39	5,300	94	3,200	
40	10,000	94	6,700	
41	11,471	400	7,600	
42	13,600	600	9,100	第2次5か年計画
43	15,300	700	9,200	
44	15,900	830	10,500	
45	19,012	1, 100	11,800	
46	36,894	2,216	22,400	
47	81,257	12,587	39,400	第3次4か年計画

(注) 地方債欄の金額は計画ペースである。

厚生省環境衛生局調べ

本計画において47年度から50年度までに実施すべき投資規模は,総額4,020億円を予定し,その実施に当たっては,経済,財政事情等を勘案しつつ強力に推進されることとなっている。その計画内容は次に示すとおりである。

ア し尿処理施設整備計画

くみ取りし尿は,し尿処理施設又は公共下水道への投入等により衛生的に処理されなければならないが,第2-1-10表のとおり,45年度末におけるくみ取りし尿の衛生的処理人口は4,540万人で,くみ取り便所使用人口6,301万人に対するいわゆるくみ取りし尿衛生的処理率は72%である。これに水洗便所使する基本計画用人口を加えた衛生的処理人口は6,740万人で,計画処理区域人口に対する比率は79%である。

第2-1-10表 し尿の処理に関

第2-1-10表 し尿の処理に関

区	分	45年度末の状況
 全国総人口	(1)	10,374万人
計画処理区域人口	(2)	8,501
計画処理率	(3) = (2) / (1)	82%
くみ取り便所使用人口	(4)	6,301万人
くみ取りし尿の処理人口内訳		
(し尿処理施設	(5)	4,140
下水道終末処理場	(6)	400
海洋、山林等への投入	(7)	1,761
(くみ取りし尿の衛生的処理人口)	(8) = (5) + (6)	(4,540)
くみ取りし尿の衛生的処理率	(9) = (8) / (4)	72%
水洗便所使用人口	0.0	2,200万人
水洗便所処理人口内訳		
(公共下水道	0.0	1,080
地域し尿処理施設	0.2)	190
し尿浄化そう	0.3	930
計画処理区域内衛生的処理人口	00 = (8) + 00	6,740
計画処理区域内衛生的処理率	09=04/(2)	79%

、厚生省環境衛生局間ベ

する基本計画

50年度末の目標	5か年間の増減(△)		備考
11,088万人*1	714万人	*1	厚生省統計調査部調べ
10,493	1,992		
95%	- 1		
6,133万人	▲ 168万人		
5,252 *2	1,112		
881 *2	481	*2	投入処理率80%
0	△ 1,761		
(6,133)	(1,593)		
100%	_		
4,360万人	2,160万人		
3,060	1,980 +3		
304 *4	114 *3	*3	うち本計画の対象人ロ57万人
996 *4	66	*4	46~50年度間の公共下水道による吸収
10,493	3,753		人口382万人
100%	_ "		

これら処理率を50年度末には100%とすることを目標として,第3次廃棄物処理施設整備計画が進められているので,この整備計画が順調に進めば着工中の施設分を除き,山林投棄処分及び海洋投入処分は51年度から解消されることになろう。なおこの計画によって,第2-1-12表のとおり,し尿処理施設は1日当たり処理量1万1,300 k l,また地域し尿処理施設については85万人分の施設整備が推進されることになる。

第2-1-12表 廃棄物処理事業量及び事業費

第2-1-12表 廃棄物処理事業量及び事業費

_				事業量	事業費		
区	分	45年度末	50年度末	47年度~ 50年度	47年度~ 50年度	備	考
し尿処理施設	し尿処理施設		le// m	1-7/17	億円 590		
し尿処理施設		kl/日 67,164	82,560	11,300		内更新分	850 kl/日
地域し尿処理	施設	万人分 190		万人分 85	86	内対象分	43万人分
ごみ処理施設		t/日 53,998		48,378	2,530		
ごみ焼却処理	施設					内更新分	2,192 t/日
粗大ごみ処理	施設			基 262	206		
小 計					3, 120		
産業廃棄物の処	理施設				500		
合 計					3,620		
予 備 費					400		
総 計					4,020		

厚生省環境衛生局調べ

イ ごみ処理施設整備計画

計画処理区域内における可燃性ごみの焼却処理率を45年度末68%から50年度末に1は90%と22%アップを目標とする(第2-1-11表参照)ほか,不燃性ごみ,粗大ごみ処理施設及び埋め立て用地の確保を図るものである。

第2-1-11表 ごみの処理に関する基本計画

第2-1-11表 ごみの処理に関

区	分	45年度末の状況
全国総人口	(1)	10,347万人
計画処理区域人口	(2)	8,501
計画処理率	(3) = (2) / (1)	82%
1人1日平均収集量	(4)	921 g
全ごみ収集量	$(5) = (2) \times (4)$	78,294 t / E
可燃物率	(6)	86%
可燃物量	$(7) = (5) \times (6)$	67,332 t / E
 使却施設整備率	(8)	68%
焼却量	$(9) = (7) \times (8)$	45,898 t / E
施設か働率	(10)	85%
焼 知施設の処理能力	(a)=(a)/(a)	53,998 t / E
46~50年度に更新を要する施設能力	02)	-
46~50年度の施設整備量	(13)	_
一般ごみ量	0.0	74,379 t / E
全ごみ量に対する同上割合	0.5 = (14/(5)	95%
粗大ごみ量	0.6)	3,915 t / E
全ごみ量に対する同上割合	(17)=(16)/(5)	5%

厚生省環境衛生局調べ

する基本計画

50年度末の目標	5 か年間の増減	備	考
11,088万人	714万人		
10,493	1,992		
95%	_		
1,200 g	279 g	伸び率年 5.9%	6
125,920 t/日	47,626 t /日		
83%	_		
104,513 t /日	37,181 t /日		
90%			
.94,062 t /日	48, 164 t / FI		
85%	_		
110,661 t /日	56,663 t /日		
_	2, 192		
-	58,855		
113,328 t /日			
90%			
12,592 t/日			
10%			

ごみ処理施設については第2-1-12表のとおり1日当たり処理量4万8,378t,粗大ごみ処理施設262基の施設整備計画を推進するものとしている。なお,粗大ごみ処理施設は,施設整備に対する緊急性と利用率を考慮し,原則として計画処理人口15万人以上の市からの先行整備が予定されている。

ウ 産業廃棄物処理施設整備計画

地方公共団体が公共サービスの一環として広域処理計画に基づいて実施する廃棄物処理事業に対して助成措置を講ずるもので,主として公共施設(例えば上・下水道処理施設)から排出される汚でいや,中小企業から排出される汚でい,廃プラスチック類及び廃油等の処理施設整備事業及び埋め立て処分施設が対象となる。なお,廃棄物処理施設整備事業は排出実態等からみて現状においては不確定要素が多く,実態調査によるデータのみで的確な施設整備計画を策定し難い面もあるので,それぞれの時点における変動幅をあらかじめ考慮する必要があることから,計画上は特に予備費が計上されている。

(3) 廃棄物処理等に関する研究

40万km²に満たない狭小な国土のうち七十数パーセントが生活の場としては不適な山林原野であり,巨大な産業構造を支えている資源の大部分を外国に依存しているという我が国の特殊性からみて,廃棄物処理技術の開発による減量化対策及び資源回収技術の開発による活用化対策の確立は,今後強力に推進すべき二大命題といえよう。

48年度において実施する調査研究の内容は以下のとおりである。

ア 中小都市の廃棄物処理システムの設計,研究

本研究は,中小都市における廃棄物の種類,量,地域的及び時間的分布等の実態調査並びに排出機構の調査を行い,この結果に基づいて収集,輸送,処理,処分等のシステムの基本モデルを設計し,更に実施システムのプランニングを行って廃棄物処理システムのあり方を究明するもので,47年度からの継続分として48年度には4,186万6,000円が計上されている。

イ 廃棄物の処理技術開発に関する研究

本研究は産業廃棄物中の汚でいの焼却技術に関する開発研究及び廃棄物の埋め立て処分に関する開発研究を行い,今後の廃棄物処理を円滑に行うための施設,設計のあり方を究明するためのもので,47年度からの継続分として48年度には4,210万円が計上されている。

ウ 有害物質を含む産業廃棄物のサンプリングの標準化に関する研究

本研究は廃棄物処理法施行令に定める有害物質を含む産業廃棄物の暫定的判定基準に対応する測定方法に必要なサンプリングの標準化を究明するためのもので,611万2,000円が計上されている。

工 産業廃棄物処理対策調査

産業廃棄物を適正に処理するためには、各企業ごとに、高度の技術と更に多額の資本投下を必要とする。そして生活環境を保全するためには、各企業に事業者責任の完遂を期待しなければならないが、その排出実態を調査し地域特性を考慮したうえで、広域的効率的共同処理を専門的に実施するため、48年度において特殊法人「産業廃棄物処理株式会社」(仮称)の発足を予定し、検討を加えてきたところである。しかしながら、需要動向を調査しつつ、総合的かつ効率的な廃棄物処理システム及び情報管理システムの確立等産業廃棄物処理事業を円滑に実施するための制度及び専門技術を更に調査検討する必要があることから、48年度においては、産業廃棄物処理対策調査費として2,046万3,000円が計上されている。

(4) 第1回日米廃棄物処理委員会の開催

48年1月29,30日の両日,第1回日米廃棄物処理委員会が東京で開催された。この会議は廃棄物に関する日 米間政府ベースでの初の会議で,1)廃棄物処理行政(組織,法制,財政,処理施設の立地,職員の確保),2)廃棄物 の再利用,3)廃棄物の処理技術(収集,輸送,処理,処分,特殊廃棄物の取り扱い,埋め立て技術)について,有意義 な意見の交換を行った。

第2編 生活環境の整備 第1章 生活環境施設の整備 第3節 水道の整備 1 水道の現状

我が国の水道は30年以降急速に建設が進められ,46年度末現在において,水道施設数は1万9,531か所,その給水人口は約8,765万人に達し,水道の普及率は82.7%となっている(第2-1-13表及び第2-1-3図参照)。また,水道の給水量もここ数年,毎年1割近く増え続け,46年における年間総給水量は約108億m³である。

第2-1-13表 水道の施設数と給水人口

第2-1-13表 水道の施設数と給水人口

(46年度)

(単位:か所, 万人)

	施	設	数	給	水	人	п
水道用水供給事業			42				_
上水道事業			1,755				7,640
簡易水道事業					903		
専用水道			3,711				222
2†			19,531				8,765

厚生省環境衛生局調べ

(注) 水道用水供給事業:上水道事業や簡易水道事業に浄水を卸売りする事業

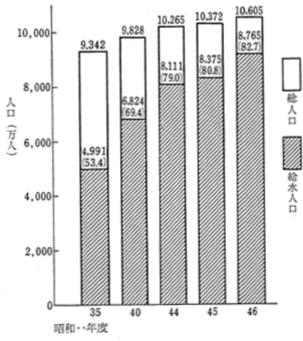
上水道事業: 給水人口5,001人以上の水道事業

簡易水道事業:給水人口101人以上5,000人以下の水道事業

専用水道:給水人口101人以上の自家用水道

第2-1-3図 給水人口の推移





厚生省環境衛生局調べ

(注) ()内は総人口に対する普及率(%)を示す。

水道はこのように急速に整備されてきたが、今日の水道事業には次のような多くの困難な問題がある。

(1) 水道水源の開発

人口の集中の著しい大都市及びその周辺においては,生活水準の向上,都市活動の進展等によって,水道用水に対する需要が大幅に増加している。こうした水道用水の需要増に対し水源開発が立ち遅れている地域が目だち,需給の不均衡は年々その規模と範囲を拡大している。特に東京,大阪,北九州等の主要都市圏においては,圏域はもちろん圏域外における水資源の開発が急務となってきている。

(2) 水道水源の水質汚濁

水道水源の水質汚濁の進行により水資源の質的悪化が著しく,水質事故のため給水停止や取水制限等を行わざるをえないケースもみられる。

(3) 建設コストの上昇と料金の高騰

あい次ぐ水需要の増加に対処するため,ダム建設や長距離導水をはじめ大規模な施設の整備,拡張が必要であり,このため水道の建設コストは著しく上昇している。また,水道の未普及地区での水道建設は地理的条件に恵まれていない所が多く,多額の建設費が必要である。こうした建設コストの上昇は,水道料金の高騰を招き,水道料金の格差をもたらしている。

(4) 水道の管理水準の向上

我が国の水道は全国で約2万の事業に細分化されており,今後の課題に十分対応しうる技術水準及び財政的基盤を有する水道事業体は数少ない。そこで現在の水道事業を大規模化の方向で再編成すること,すなわち水道の広域化を推進し,水道事業の技術水準の向上と財政基盤の強化を図ることが重要な課題となっている。

第2編 生活環境の整備 第1章 生活環境施設の整備 第3節 水道の整備 2 給水量と取水量

水道の給水量はここ数年毎年1割近く増加しており,35年度には年間総給水量約40億m³であったものが,46年度には約108億m³と,この10年あまりの間に約2.7倍近くになっている。このような給水量の増加の原因としては,水道の普及率の向上,生活水準の向上,下水道の整備,都市活動の活発化,諸産業の大幅な進展が考えられる。

この給水量を水道の規模別にみると,第2-1-14表のとおり,か所数ではごくわずかの給水人口100万人以上の大都市水道が約37億m³と全体の約40%近くを占めているのに対して,か所数では圧倒的多数を占める給水人口5万人未満の小規模上水道と簡易水道では約24億m³と全体の約25%となっている。

第2-1-14表 規模別給水員と給水人口

第2-1-14表	規模別給水量と給水人口
	(166EBE)

				(141/20)		
			現在給水	年間給水量	1人1日8	合水量(l)
		か所数	(1,000人)	(億 m³)	最 大	平 均
	100万人以上	8	20,995	37	582	475
E 50	50万人以上~ 100万人未満	9	6,156	8	459	364
	25~50	21	6,672	9	456	361
	10~25	86	14,664	18	425	329
-L	5~10	128	8,821	10	438	321
水	1~ 5	693	14,570	15	370	273
	1 万人未満	708	4,393	4	295	243
道	建設中	102	131	0.1	314	224
	計	1,755	76,402	101	461	358
帽	易水道	14,023	9,026	5	261	166

厚生省環境衛生局調べ

また,給水人口が5,001人以上の水道が1日に給水した量をその給水区域内の給水人口で除した値である1人1日平均給水量は,45年度3511,46年度3581となっており,年間約101程度ずつ増加している。これを給水人口による規模別でみると,第2-1-14表の示すとおり,給水人口の多い水道ほど1人当たりの給水量が多い。これは,規模の大きな水道ほど一般家庭で使用する以外に,事務所,事業所,商店等で使用される水量が多いことに起因するものと考えられる。

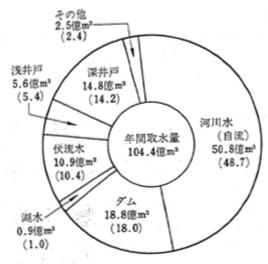
また,この給水量について水道の水源別にながめてみると,第2-1-4図のように,上水道事業と水道用水供給事業の場合,年間給水量104.4億m³のうち約65%を河川水あるいはダムによる貯留水から取水していることがわかる。水源別取水量の推移は第2-1-15表のとおりであり,40年度には,年間取水量に対するダム依存

厚生白書(昭和48年版)

率は約12%であったが,46年度には約18%となっており,年々1%ずつダムに依存する割合が増加している。これを水道の規模別にみると,第2-1-5図に示すように,水源の構成比では規模の大きい水道にダム依存分が多いことがわかる。

第2-1-4図 水道水源の種別





厚生省環境衛生局調べ

第2-1-15表 水道の水源別年間取水員の推移

第2-1-15表 水道の水源別年間取水量の推移

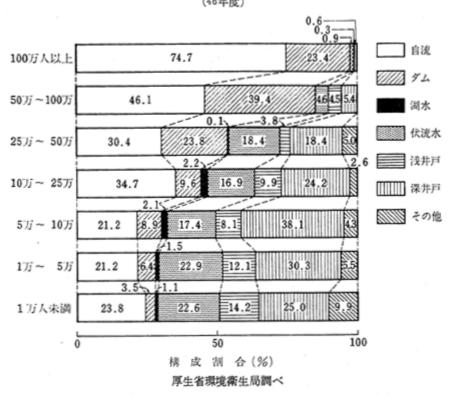
(単位:億m³)

	河川表流水自流(産後)(放流)				湖水	伏流水	浅井戸	深井戸	その他	8†
40年度		35.8			0.6	9.5	2.3	7.1	1.7	64.5
46 ,		50.8	6.6	12.2	1 , 0.5	10.9	5.6	14.8	2.5	104.4

厚生省環境衛生局調べ こうしゅう (1) こここと (1)

第2-1-5図 規模別水源の構成比

第2-1-5図 規模別水源の構成比 (46年度)



第2編 生活環境の整備 第1章 生活環境施設の整備 第3節 水道の整備 3 水道の施設整備

水道の施設能力は,第2-1-16表に示すように,42年度には2,836万7,000m³/日であったものが,46年度には4,061万5,000m³/日となっており,約1.4倍に増加している。こうした施設能力の拡大を図るため毎年ばく大な資金が投資されている。水道の建設費の年次推移をみると第2-1-6図のとおりであり,48年度においては,5,000億円程度の投資額が見込まれている。このうち大部分は給水人口5,001人以上の上水道建設に対する投資であり,その額は4,860億円になると推定している。こうした費用のほとんどは起債(政府や金融機関からの借入金)によってまかなわれているが,先行投資となるかあるいは原水単価が割高となる水源開発,市町村の行政区域を越えて給水する広域水道の建設及び浄水場排水処理施設の整備に対して国庫補助が行われており,その総額は48年度において約240億円となっている。

第2-1-16表 施設能力

第2-1-16表 施 設 能 カ

(単位:1,000m3/日)

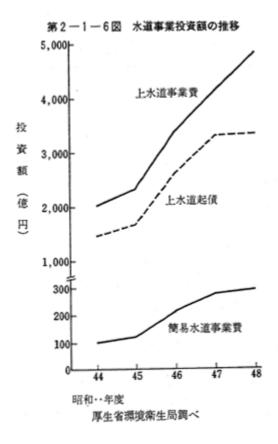
				42年度末	43	44	45	46
上	水		道	25,756	27,760	30,774	34, 545	37,872
簡	易	水	道	1,849	1,856	1,842	1,845	1,832
専	用	水	道	762	806	748	869	911
	81			28,367	30,422	33,364	37, 259	40,615

厚生省環境衛生局調べ

(注) 上水道:実績値

簡易水道:計画給水人口×0.15m³で推定 専用水道:計画給水人口×0.2m³で推定

第2-1-6図 水道事業投資額の推移

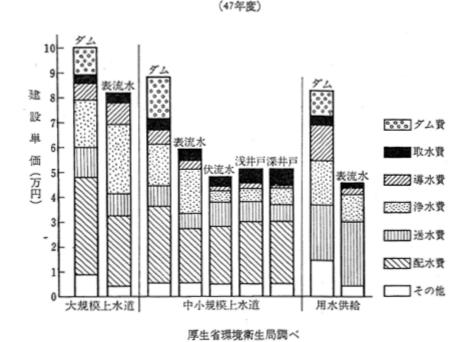


また,給水人口5,000人以下のいわゆる簡易水道の建設費の総額は,48年度において約295億円で,そのうち 国庫補助金は91億円,起債は157億円となっている。

この水道の建設費を1日1m³の水をつくる水道施設の建設単価で比較すると,第2-1-7図のとおり,上水道では大規模な水道が割高で,また水源別にみるとダムを造って水源とする場合がより割高となっている。

第2-1-7図 1日1mの水をつくる水道施設の建設単価

第2-1-7図 1日1m3の水をつくる水道施設の建設単価



なお,ここで水道用水供給事業の場合の建設単価が上水道に比べて小さいのは,水道用水供給事業が水道事業へ浄水を卸売りする事業であることから上水道に必要な配水施設費が含まれていないことによるもの

厚生白書(昭和48年版)

である。簡易水道については,建設単価がここ10年間で7倍程度に上昇しているが,これは,主として最近建設されるものが地理的な条件が悪いところが多いため,このような割高な建設単価となると考えられる。

第2編 生活環境の整備 第1章 生活環境施設の整備 第3節 水道の整備 4 水道水源の水質汚濁

水道水は飲用に適する水でなければならないことから,水道の原水の水質はできるだけ清浄なものが望ましい。しかしながら,最近は河川や湖沼,地下水が汚染されることにより,水道の浄水処理等の面で影響を受ける例が年々多くなっている。最近における水質汚濁による水道の被害状況は第2-1-17表のとおりである。その被害原因は,河川等の汚濁において一般的にみられる工場排水,家庭下水等によるものであるが,原因の種別についてみると,鉱工業排水,農薬,汚物,汚水,土木工事等多くのものがあげられる。このうち鉱工業排水や汚物,汚水によるものが約50%を占めている。被害件数の経年変化をみると42年度には186件であったものが,46年度には281件と,1.5倍に増加している。

第2-1-17表 水質汚濁による水道被害の経年変化

第2-1-17表 水質汚濁による

年		カ	:	道	数	(件数)				原		
度	上	水	艄	水	車	水	. # 1	鉱工業排水	農	薬	汚物汚水	土木工事	採砂等
42		135		43		8	186	66		2	22	13	31
43		156		28		7	191	69		8	42	27	20
44		217		35		7	259	111		4	81	47	3
45		229		38		10	277	82		4	48	45	2
46		232		41		8	281	74		9	51	56	3

資料: 厚生省環境衛生局「水質汚濁による飲料水(水道) の被害状況調査」

水道被害の経年変化

因				i	号 沒	6 指	9 根	Į.	
事故	塩水化	その他	有 機 物病原生物	有毒物質	金属等	PH	臭味	外 観	その他
5	11	44	43	13	43	8	27	96	
2	. 7	28	67	- 6	24	8	40	119	
3	4	28	89	9	36	. 7	84	136	
12	3	81	76	16	32	8	88	122	58
23	1	64	63	16	23	27	49	123	64

こうした水質汚濁の進行に伴って,ダムや湖沼等から取水している水道においては,窒素やリンの蓄積に起因する湖沼等の富栄養化により水源にプランクトンや藻類等が異常発生し,このため水道水に異臭が生じる例がみうけられる。例えば京阪神の重要な水源である琵琶湖では急速に富栄養化が進行しており,京都市や大阪府下等の水道では水の異臭が問題化している。そのため,例えば尼崎市の水道では,原水に異臭が生じた場合に異臭を除去するため,従来の浄水処理においては不要であったオゾン処理施設を設けている。

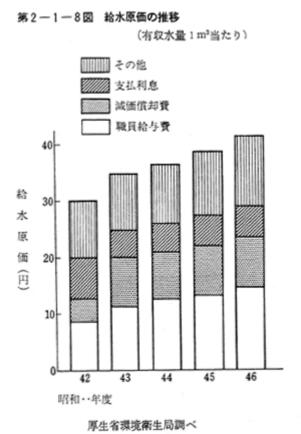
厚牛	白書	(昭和	48年版)
チエ	\Box	\ HII 1'H	TO TINK

第2編 生活環境の整備 第1章 生活環境施設の整備 第3節 水道の整備 5 水道の経営

水道の建設は、そのほとんどが、国庫補助金や、政府や民間金融機関からの借入金によって行われている。こうした借入金の償還や浄水場等の水道施設の維持管理に必要な経費は、すべて水道を利用する人々から徴収される水道料金によってまかなわれている。

水道水1m³を生産するのに必要な生産原価は,第2-1-8図に示すとおり,46年度では全国平均で1m³当たり41.55円で,42年度に比べて約1.4倍となっている。この生産原価のうち21.9%は水道建設のために借り入れた資金の支払利息であり,このことは,水道があい次ぐ拡張工事を迫られ,そのために多額の利息を支払わなければならないことを示している。

第2-1-8図 給水原価の推移



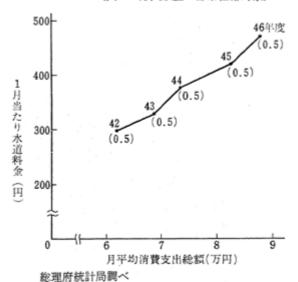
一方,給水量1m³当たりの平均販売価格は34.84円となり,全国平均で給水原価を下まわっている。水道事業の健全な経営を行うためには,必要に応じて料金改訂を行わなければならないが,料金改訂は物価等との関連から社会的あるいは政治的問題になりがちであり,容易にこれを行えないため,水道事業の経営を圧迫

厚生白書(昭和48年版) されている水道が多い。

また,46年度における人口5万人以上の都市世帯を対象にした調査によると,勤労1世帯当たりの1か月の水道料金の平均支出額は第2-1-9図に示すように470円であり,これが消費支出総額に占める割合は,ここ数年来0・5%でほぼ一定している。この水道料金を家庭と密接な関係を有する公共料金の一つである電気,ガス料金と比べると,第2-1-10図のとおり,水道料金が一番低くなっている。

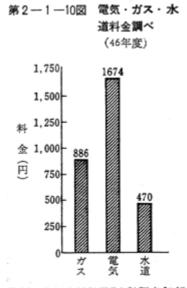
第2-1-9図 月平均の消費支出総額と水道料金

第2-1-9図 月平均の消費支出総額と水道料金 (人口5万人以上の都市世帯対象)



(注)()は消費支出総額に対する水道料金の 割合(%)である。

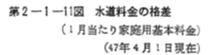
第2-1-10図 電気・ガス・水道料金調べ

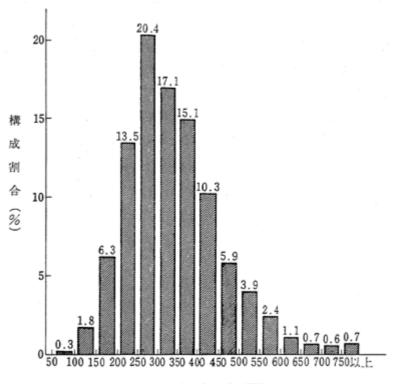


資料:総理府統計局「家計調查年報」

こうした水道料金は個々の水道事業ごとに決められているので,例えば1か月10m³使用した場合の家庭用基本料金は,第2-1-11図に示すように全国でかなりの格差がみられる。

第2-1-11図 水道料金の格差





基 本 料 金 (円) 厚生省環境衛生局調べ

第2編 生活環境の整備 第1章 生活環境施設の整備 第3節 水道の整備 6 今後の方向

第3節の1「水道の現状」で述べたように,今日の水道には,水量,水質,経営に係るもろもろの問題がある。 こうした問題点を解決し,将来に向かって真の国民へのサービスを指向した合理的な水道事業の建設,運営 を推進するため,根本的な対策を講じなければならない。

こうした観点から,46年11月,厚生大臣の諮問機関である生活環境審議会水道部会は「水道の未来像とそのアプローチ方策に関する中間答申」を提出している。この中間答申で示された主要課題のうち特に広域水道圏の実現化方策及び水道料金のあり方について,更に詳細な審議を行うため,水道部会の下に「水道広域化専門委員会」及び「料金問題専門委員会」が設置され,継続して審議がなされた。

生活環境審議会は、これら両専門委員会の報告をもとに、中間答申で示され第2-1-9 図月平均の消費支出総額と水道料金た基本的方向の具体化を行い、48年10月30日、「水道の未来像とそのアプローチ方策に関する答申」を提出した。この答申では、水道は国民生活上不可欠の施設であるという認識のもとに、国民のすべてにひとしくその生活に必要な水道水を確保供給するというナショナル・ミニマムとしての水道理念を確立すべきであるとし、この理念を達成するための諸施策を、水道の理念と未来像、新しい理念に即応した広域水道圏の設定、水道財政のあり方、水道制度の整備の4項目にわたってあげている。

今後の水道行政においては、こうした審議結果を受けて諸問題の解決を図り、水道の将来ビジョンの達成のため積極的な施策を講じ、国民の生活を支える基幹的施設である水道の健全な発展を図る必要がある。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第1節 食品衛生の現状と動向 1 国内の動き

今日ほど,国民の食品の安全性に対する関心が高まっているときはない。この背景には,最近の食品工業及び食品加工技術の目ざましい進歩と輸入食品の増加による国民の食生活の充実がみられる反面,公害等による環境汚染や食品製造工程中の不測の事故等による食品汚染が社会問題となり,食品の安全性の確保は生活の基本的問題として広く認識されるようになったことが考えられる。

国においては,これら最近の食品衛生をめぐる動向と国民のニードに十分対応できるよう,次のような問題を中心に食品衛生対策の推進を図ることとしている。

(1) 改正食品衛生法の効果的運用

47年の改正法は,食品の安全確保,営業者責任の強化,検査制度の整備,表示制度の改善等当面の緊急課題を中心に47年8月29日より施行され,その効果的な運用に最大の努力が続けられている。

(2) 監視指導の強化

多様化した食品の安全を確保するため、この監視指導に当たる食品衛生監視員の質量ともの充実強化が緊要であり、監視員の配置については年々増員されてきているが、全国的にはまだ都道府県間に格差が認められるので、この是正を積極的に進める必要がある。

(3) 試験研究機関の整備

指定検査機関制度の普及をはじめ,最近の高度な科学的検査の需要にこたえられるよう,制度の拡充,試験研究機関の整備の強化を図っている。

(4) 食品汚染対策

PCB(ポリ塩化ビフェニール)による食品の汚染を規制するため,47年8月,食品中の暫定的規制値を設定したほか,全国的な食品の汚染実態調査,日常魚介類を多食する者の健康調査,乳幼児・妊産婦の保健指導等の検討,PCBの毒性等健康に及ぼす影響の研究の推進等を実施し,対策の万全に努めている。

また,水銀による魚介類等の汚染を防止するためにも,48年6月,暫定的週間摂取許容限度並びに暫定的規制 値を設定したが,これらの暫定的規制値については,これをただちに生産地対策に反映させるとともに,市場 における監視,指導を実施するなど,食品汚染防止対策の推進を図っている。

なお、食品残留農薬については、その主な農作物についての規格基準が48年1月までに設定されている。

(5) 食品衛生調査研究

食品衛生行政の科学的推進を図るため,食品中に含まれるカドミウム,水銀,鉛等の微量重金属やPCB,DDT等の環境汚染物質,自然毒やカビ毒などによる発がん物質等について調査研究を進めている。

(6) 情報交換の円滑化

食品の衛生については,その安全性の確保はもちろん,国民の不安,苦情等に対して効果的な対応を図ることも重要であるため,国内はもとより,海外からの情報の収集と提供,その情報の円滑な処理体制の整備に努めている。

(7) 食品事故救済対策

食品事故として現在大きな社会問題となっているものに,森永ヒ素ミルク事件とカネミ油症事件がある。 これらの事故の損害補償は加害者負担の原則によるものであるが,国としても実態のは握,治療法の開発等 救済に資するよう努めるとともに,更に,より適切な措置が講ぜられるよう検討を進めている。

(8) 食品の添加物の再検討

食品添加物については,その安全性をより高めるという観点から,37年より再検討を進めてきたところであるが,更に無害であっても不要不急のものの使用を規制するという考えで,47年末,一部添加物の指定削除並びに一部食品の着色禁止等を行ったが、今後もこの方針で検討を進めていくこととしている。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第1節 食品衛生の現状と動向 2 国際的動向

食品の国際的流通が活発化しており、我が国においても、各国より極めて多種多様な食品等の輸入が増大の一途をたどっており、47年には21万1、191件に達している。

輸入食品は,国内製品と異なり,加工過程等が全く不明であり,また国によって食品衛生の法制が異なり,不良食品等の国内流入の危険率が高い。そこで,消費者の健康を保護し,食品取引における公正な慣行を促進することを目的として,37年に,FAO(食糧農業機構)とWHO(世界保健機構)によって食品規格委員会が設けられ,国際的に流通する食品の重要なものについて規格基準を作成する作業が進められてきたが,45年には「包装食品の表示に関する勧告国際基準」等4項目が最終段階の前段階(ステップ9)に達し,更に46年には「えびかん詰め」等41項目がステップ9に達している。

現在までのところ、国際規格基準として完成したものは一つもない。

この委員会には、我が国をはじめ97か国が参加している。

(注)この食品規格委員会の規格基準作成手続きは10ステップからなり,ステップ9で最終案を加盟各国に送り,受諾の有無について回答を求める。十分な数の国の受諾が得られれば,その規格基準は国際規格基準(ステップ10)となる。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第1節 食品衛生の現状と動向 3 食中毒の状況

(1) 食中毒の発生状況

我が国における食中毒事件は年ごとに増減が見られ,総体的には横ばいの状況にあるが,死者数は年々減少している。

47年の発生件数は1,414件(対前年比26.5%増),患者数3万7,254人(対前年比21.2%増),死者数37人(対前年比19.6%減)となり,件数,患者数について上昇をみたが,引き続き死者は減少している(第2-2-1表参照)。

第2-2-1表 食中毒事件数,患者数.死者数,り患率及び死亡率の年次推移

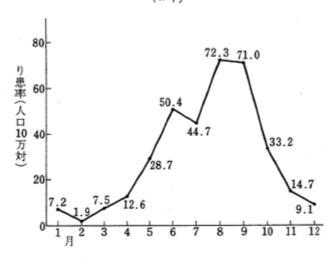
第2-2-1表 食中毒事件数、患者数、死者数、り患率及び死亡率の年次推移事件数、患者数、死者数、り患率、死亡。

	事 件 数	患 者 数	死 者 数	り 患 率 (人口10万対)	死 亡 率 (人口10万対)
38年	1,970	38,344	164	39.9	0.2
39	2,037	41,638	146	42.9	0.2
40	1,208	29,018	139	29.6	0.1
41	1,400	31,204	117	31.5	0.1
42	1,565	39,760	120	39.7	0.1
43	1,093	33,041	94	32.6	0.1
44	1,360	49,396	82	48.1	0.1
45	1,133	32,516	63	31.3	0.1
46	1,118	30,731	46	29.3	0.04
47	1,414	37,254	37	26.3	0.03

資料:厚生省統計調査部「伝染病及び食中毒統計」

月別の発生件数をみると8月に最も多く(32.5%),8月を中心とする7月~10月の高温多湿期に年間総数の75`1%を占めており,このうち61.1%が細菌性の食中毒となっている(第2-2-1図参照)。

第2-2-1図 食中毒り恵率の季節変動 (47年)



資料: 厚生省統計調査部「伝染病及び 食中毒統計」

食中毒事件の発生件数を原因施設又ば摂取場所が判明したものについてみた場合,いずれも「庭が一番多く,前者について26.0%,後者について41.8%を占めている。原因施設では,飲食店,旅館,仕出屋,事業所が続いており,摂取場所では,事業所,旅館,飲食店,学校が続いている。

なお,学校における発生件数は65件(原因施設別)と増大し,1件当たりの患者数も120.2人と大型化し,全体平均の4.6倍という高率を示している。

(2) 食中毒をめぐる訴訟事件

過去の食中毒事件のなかでも特殊なものとして注目されている「カネミ油症事件」(43年)をめぐって,45年以来7件の損害賠償請求訴訟が提起されている。いわゆる「油症」患者の数は1,000名余にのぼり,このうち約700名が,国,北九州市及びカネミ倉庫株式会社等を相手に,総計約28億円の請求を行っているものである。

また、「森永ヒ素ミルク中毒事件」(30年)については、約1万2,000名の患者のうち、36名が国及び森永乳業株式会社を相手に損害賠償請求訴訟を提起している。

版)

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第1節 食品衛生の現状と動向 4 食品関係営業施設の現状

国内の食品関係営業施設数は,47年末現在,総数で321万3,460(対前年比4,5%増),5年前の42年末現在の総数265万2,694に比べて21.1%の増となっている。この内訳をみると,そう菜製造業(28.9%),食肉製品製造業(14.2%),食肉処理業(12.5%),食肉販売業(8.6%),飲食店営業(6.7%)の伸びが目だっている。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第1節 食品衛生の現状と動向 5 食品等の監視指導と検査の現状

(1) 食品衛生監視員

食品衛生監視員は,47年12月末現在,国に47名,都道府県,政令市(保健所を設置する市)に5,910名,計5,957名が配置されている。

国の監視員中15名は厚生本省に,他の32名は国内の主要13港(小樽,東京,東京空港,横浜,清水,名古屋,大阪,大阪空港神戸,門司,博多,鹿児島,那覇)に駐在し,輸入業者の指導及び輸入食品等の検査に当たっている。一方,都道府県,政令市の監視員は,県庁,市役所,保健所に配置されて,国内約320万にのぼる食品関係営業施設の監視,指導並びに食品,添加物,器具,容器包装の収去,検査等に当たっている。

(2) 監視指導の状況

都道府県等の食品衛生監視員が47年中に行った監視指導の件数は,許可を要する施設に対するものが260 万8,666件(許可後),許可を要しない施設に対するものが143万7,771件となっている。

また,監視指導等に基づく行政措置は,営業許可取り消し18件,営業禁止335件,営業停止1,812件,施設改善命 令1,717件,物品の廃棄命令3,030件,その他の処分4万649件である。

一方,輸入食品,器具等の届出を受理した件数は,47年度中に21万1,191件(対前年比12.0%増)で,このうち1万5,556件について検査を行い,1,529件については,不良食品,器具等として積み戻し,廃棄又は食用外用途への転用等の措置を指示している。

(3) 検査

食品衛生行政を進めるために,指導や行政処分を行うに当たっては,科学的判断が要請され,必要な検査を実施している。

食品衛生検査施設は,食品衛生法の規定に従い,国,都道府県,政令市に設置の義務があり,国では,国立衛生試験所,国立予防衛生研究所等が,都道府県や政令市では,衛生研究所,基幹的保健所等が、その役割を果たしている。

近年の科学技術の進歩と環境問題への関心の高まりにより,食品衛生検査の役割はますます重要になって

厚生白書(昭和48年版)

きており、行政需要の伸びに対応した検査体制の整備が急務となっている。

47年6月,食品衛生法改正により,製品検査制度の新設,検査制度の整備拡充,営業者責任の強化が図られ,民間検査機関の活用が重要視されているが,その検査については公平かつ信頼に足りるものでなければならない。したがって,新たに,指定検査機関制度を創設し,このような需要にこたえるべく努めている。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第2節 食品の安全確保 1 食品の安全基準の整備

食品は安全なものでなければならないが,食品工業の発展に伴う製造方法の変化等により有害物質や異物が混入するなどして,人の健康に危害を及ぼすことがある。また,最近では環境の人為的汚染によって食品の安全性が損なわれるという新しい問題に直面している。食品の安全性を確保するためには,その処理の過程での衛生的な取り扱いが極めて重要な意義を持つが,そのためには,必要な製品について規格及び基準を定め,厳格な製品の検査をすることによって食品の安全性を確認することが重要である。

現在,食品の規格基準としては,清涼飲料水のほか14の食品群並びに乳及び乳製品については,細菌数,大腸菌群,重金属類等の成分規格と製造基準,保存基準等が必要に応じて定められている。また,添加物の大部分に規格が,相当数に使用基準が定められているが,今後は更に広い視野から食品安全基準という形で整備していくことが必要であり,計画的にこの検討を進めていく予定である。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第2節 食品の安全確保 2 冷凍食品

多くの種類の食品の中でも近時大きく消費量が増えた冷凍食品については、その衛生上の見地から規格基準の整備が急がれていたが、48年4月、ハンバーグ、コロッケ等のいわゆる調理冷凍食品について表示上の基準及び成分規格を定めた(施行は同年11月)。

すなわち,いわゆる調理冷凍食品を,摂取する際に加熱する必要のないもの並びに摂取する際に加熱する必要のあるものであって凍結させる直前に一度加熱されたものであるものとそうでないものに区別し,それぞれについてその区別を表示しなければならないこととし,また,大腸菌群,細菌数等についての所要の規格を定めた。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第2節 食品の安全確保 3 魚介類の水銀汚染

48年5月,熊本大学医学部の10年後の水俣病研究班の「10年後の水俣病に関する疫学的,臨床医学的並びに病理学的研究(第2年度)」において,対照地域である有明地区で定型的水俣病と全く区別ができない患者が発見されたと報告されたことから,以前は主として汚染水域の問題に限られていた水銀汚染の問題が,全国的な不安となって広がった。この現状にかんがみ,厚生省としては,とりあえず魚介類の水銀の暫定的規制値を設定すべく「魚介類の水銀に関する専門家会議」を設置し,5月30日以来検討を重ねてきたが,6月24日専門家会議より意見の提出があったので,これに基づき,暫定的摂取量限度を成人(体重50kg)に対し1週間につきメチル水銀0.17mgとし,魚介類の暫定的規制値を

総水銀 0.4ppm

メチル水銀 0.3ppm

と定めた。

なお,この規制値は,各省における水銀防止対策,汚染水域の決定,汚染海域の浄化等の各種施策の基本となったものである。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第2節 食品の安全確保 4 PCB汚染

PCBが各種類の食品等に含まれていることがわかり、大きな社会的関心を集めている。

厚生省では,46年9月以来,PCBの慢性毒性等の研究に取り組んできたところであるが,特に食品における PCB問題の緊急性にかんがみ,早急に暫定的基準を設定することとし,食品衛生調査会の答申を得て次の暫 定的基準を設定した。

魚介類遠洋沖合魚介類(可食部) 0.5ppm

内海内湾(内水面を含む。) 魚介類 3ppm

牛乳(全乳中) 0.1ppm

乳製品(全量中) 1ppm

育児用粉乳(全量中) 0.2ppm

肉類(全量中) 0.5ppm

卵類(全量中) 0.2ppm

容器包装 5ppm

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第2節 食品の安全確保 5 残留農薬

病虫害を防除する目的で農作物に散布した農薬は、その使用程度によっては、食品に残留し、その食品の摂取により人の健康を損なう恐れがある。このため、食品中に残留する農薬の基準を設定する必要があり、農作物に関しては39年度から、乳肉食品に関しては44年度から、農薬残留量の実態調査を進めている。この計画では、52の主要農作物については48年度までに調査を終える予定であるが、このうち調査の終わった食品から順次残留基準を設定していくこととしている。

これまでに,米,いちご等29食品について,マラチオン,ジコホール等18農薬の残留基準を定めており,48年度は,らっかせい,大麦等11品目について残留量の実態調査を行っている。

なお,残留基準が定められた農薬の使用については,逐次,農林省から安全使用基準が示され,地方農政局,各都道府県を通じて農家に対する農薬の散布方法等の指導が行われている。

一方,農薬取締法による農薬の登録に際しては,厚生省において事前にその安全性を評価している。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第2節 食品の安全確保 6 カドミウム等微量重金属

微量重金属が食品の摂取を通じて人体に入った場合の影響については不明な点が多く,今後の研究にまつところが大きい。

カドミウムについては,主食である米について1ppm未満を安全基準として45年10月15日に告示した。

これは,人体汚染に関して一番重要と考えられる米について十分の安全性をみたうえ,米以外の食品及び水に由来するカドミウムについても考慮して決められたものである。

重金属問題については、その緊急度の高いものから慢性毒性について研究を進めることとし、鉛、ヒ素、マンガン等について目下研究を進めている。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第2節 食品の安全確保 7 放射線照射食品

放射線を照射することによって発芽を防止し、あるいは殺菌を行って食品の保存性を高めることは、既に、米国、カナダ、ソ連その他数か国において行われている。日本においては、ばれいしょに低微量の放射線を照射して発芽を防止することを目的とする研究がこのほど終了した。この研究は、43年から科学技術庁の主催により、主として国立の関係研究機関の参加を求めて実施された。この研究は、実用的な照射試験が終了した後においても必ず2年間以上の安全性の試験を行うこととしている。従来は、多くの食品関係技術の開発が実用試験のみですぐ生産に着手し、問題が起こってから安全性の研究を行うというようなことを繰り返していたが、この研究のように開発研究の段階で安全性の試験を取り入れたことは特筆すべき事柄である。

47年8月,食品衛生調査会の「食品衛生上安全であると考えられる」旨の答申を得て,食品衛生法に基づき,ばれいしょに対する放射線照射が一定の条件のもとで許されることとなった。これと同時に食品の放射線照射については都道府県知事の許可を要することとし,食品衛生管理者を置かなければならないこととした。また,放射線を照射したばれいしょはその容器包装に照射した旨を表示しなければならないこととした。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第3節 牛乳,乳製品及び食肉 1 牛乳,乳製品の衛生

(1) 現状

食生活の変化に伴い,牛乳,乳製品の生産と消費の伸びは著しいものがあり,日常の食生活のなかでも,主食と同様に重要な地位を占めるに至っている。

47年度中の生産量は,生乳が493万8,800トン(38年比1.8倍),飲用向283万5,900トン(38年比2.0倍),バターが4万3,792トン(38年比2.0倍),チーズが4万4,579トン(38年比3.7倍)にのぼっており,なかでもチーズはその原料の大部分が輸入品ではあるが,生産量の伸びが著しい(第2-2-2表参照)。

第2-2-2表 牛乳生産量及び用途別乳量

第2-2-2表 牛乳生産量及び用途別乳量

(単位:1,000 t)

				(45)
_		生乳生産量	飲用牛乳向	乳製品等加工原料向
	38年度	2,761.3	1,396.8	1,073.2
	39	3,020.2	1,644.1	1,181.0
	40	3, 220.5	1,771.5	1,259.0
	41	3,408.8	1,974.3	1,248.0
	42	3,566.7	2,114.6	1,259.6
	43	4,015.9	2,323.3	1,505.0
	44	4,508.6	2,482.3	1,835.2
	45	4,761.5	2,623.5	1,962.2
	46	4,819.8	2,663.6	1,996.9
	47	4,938.8	2,835.9	1,955.6

资料: 農林省「農林水産統計」

牛乳,乳製品の取り扱いに対する監視指導については,従来より特に重視し,施設及びその取り扱いの衛生状態の監視,製品の収去検査に努めている。

(2) 加工乳問題

厚生白書(昭和48年版)

牛乳,加工乳にその使用を禁止されている異質脂肪又はカゼインが混入されている旨の疑念が,消費者団体, 生乳の生産者団体あるいは公正取引委員会から提起された。

現在までの事例からみると,牛乳処理上における牛乳処理施設と異種脂肪等を処理又は使用する施設との区画に不備があり,また,原料品の仕入先,表示及び品質の確認等が不十分であることが多く認められた。

これらに対処するため,関係業者に対する立入検査,原料及び製品の収去検査を一層強化し,違反の排除,摘発に努め,違反のあった場合は厳重な処分をすることとしている。

更に、これに関連して、消費者、生乳の生産者から加工乳のあり方について批判があるが、現在の牛乳の需給事情から地域的、季節的にアンバランスがあるため、直ちに加工乳を廃止することはできないので、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を48年3月31日に改正し、微量栄養素の添加の禁止、表示事項の改善等の措置を講じている。

(3) 牛乳中の残留農薬

牛乳中の有機塩素系農薬については、その減少対策の推進により、最近ではその残留量は減少し、46年6月に示した暫定基準b-BHC0.2ppmを超えるものはみられなくなった。

いうまでもなく牛乳中には農薬が残留しないことが理想であり、DDT及びBHCの全面的使用禁止とあいまって、更に、残存の実態について調査を行い、牛乳中の農薬残留の減少対策の実効をあげるよう努力している。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第3節 牛乳,乳製品及び食肉 2 食肉の衛生

食肉の需要は増大の一途をたどり、47年におけると畜頭数は、1,452万5、340頭に達している。

一方,最近の家畜疾病の複雑多様化に対応し,検査対象疾病を公衆衛生の見地から広く検討し,その結果,47年4月,と畜場法施行規則の一部改正を行い,現行の疾病のほかにトキソプラズマ病など14の疾病を新たに追加した。また,この改正にあわせて検査の結果に基づく廃棄その他の措置を明確にするなど,食肉衛生の万全を期すこととしている。

また,家畜疾病の複雑多様化に対し,精密検査施設の整備拡充が望まれているが,現在既に24の都府県市においては食肉衛生検査所を設置し,食肉検査の向上に資している。今後,食肉衛生検査所を全国の各府県に設置し,科学的な食肉検査を実施するための施策を推進する必要がある。

更に、と畜場の整理統合を推進するとともに、食肉の細菌汚染防止のための衛生的取り扱いの基準の制定等を図り、食肉衛生の向上を一層強化する必要がある。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第3節 牛乳,乳製品及び食肉 3 乳肉食品中の抗生物質

家畜の生長促進等に抗生物質製剤の果たす役割は大きく、その使用量も年々増加しているが、これらの抗生物質が乳肉食品中に移行残留することが公衆衛生上の問題として提起されている。

45年度からその残留の実態について調査を行っているが,現在までのところ,家畜の疾病治療に使用した直後のものに一部の抗生物質が若干残留する例もあるが,更に調査研究を進め,動物用抗生物質製剤の使用方法の制限等,対策の強化を図ることとしている。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第4節 食品添加物

化学的合成品である食品添加物は,厚生大臣が人の健康を損なう恐れがないものとして指定したもの以外は使用できないことになっており,これらの添加物の指定の際には安全性が確認されることとなっている。しかし,添加物の安全性を確認するための毒性試験の技術水準等は年々向上しているので,新しい学問的視野でその安全性を再確認し,より安全性を高めるため常に再検討することが必要である。

この再検討は37年より計画的に行われているが,更に徹底的にこれを実施するため,45年度以降48年度にかけて,サッカリン,デヒドロ酢酸食用赤色102号等25品目について,慢性毒性試験のほか,催奇形性試験,代謝試験等の精密試験を加えて行うこととし,現在この計画に従って作業を進めている。今までの再検討の結果指定が取り消された品目は,ズルチン,食用赤色101号等39品目で,指定添加物総数は337品目となった。

更に,安全性の面で問題がない添加物であっても,これを使う必要性の少ない食品については,その使用を規制するという方針のもとに,以前より生鮮野菜,豆類等について着色剤及び漂白剤の使用を禁止していたが,45年度以降,この方針を推進するため,着色剤,漂白剤の使用実態調査を進めることとし,その結果に基づいて,46年度には,のり,しょう油等7食品について着色剤,ごまについて漂白剤の使用を禁止し,47年度にはカステラ等5品目について着色剤の使用を禁止した。

なお、この実態調査は、今後も引き続き実施していくこととしている。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗浄剤 1 器具及び容器包装

46年10月,日本公衆衛生学会で,幼児用のユリア樹脂製の食器の常用と視野狭窄が関係があるという報告がなされて,合成樹脂食器の問題がクローズアップされた。厚生省においても,問題の重要性から,ことの真疑を明らかにするため,眼科の研究者グループにこの点の追及を依頼すると同時に,ホルマリンの体内代謝についての研究を行った。また,食器からこのような異物が溶出することは好ましくないので,業界団体を通じて,自主的規制を促した。

そのほか,46年から48年にかけて,容器包装へのけい光染料の使用,陶磁器などからの鉛,カドミウム等の溶出,かん詰めからのすずの溶出の問題等があい次ぎ,器具,容器包装等の安全問題にも関心が寄せられた。これまでは,食品添加物や残留農薬についての基準作成や検査機能の拡充が図られてきたが,今後は,上述の器具,容器包装等についての検査方法の確立,基準の設定,検査機関の機能強化等が必要である。なかでも合成樹脂製容器包装の規格基準作成については,46年度より予算措置がなされ,48年6月,塩化ビニール樹脂製の器具及び容器包装の成分規格を設定した。

また、ポリエチレン樹脂製等の容器包装についても成分規格の作成作業が進められている。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗浄剤 2 おもちゃ

乳幼児が用いるおもちゃについて,口に接触することなどによる健康上の危害の発生を防止するため,衛生上の規格基準を定める作業が44年度から進められていたが,47年8月,おりがみ,うつしえ等5品目について,ヒ素,カドミウム,鉛等の重金属,着色料等に関する規格基準が設定され,48年度は,おしゃぶり,はがためなど数品目について規格基準を設定する作業を進めている。

なお,引き続き,乳幼児が用いる主要なおもちゃについて規格基準の整備を進めていくこととしている。

第2編 生活環境の整備 第2章 食品衛生 第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗浄剤 3 洗浄剤

野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄爺については,従来から適正な使用を行うよう指導してきたが,47年6月,食品衛生法の改正が行われ,公衆衛生上の見地から適正な使用をさせるための基準及び品質規格の設定並びに有害な洗浄剤の排除が法的に行えることとなった。これに基づき,48年4月,洗浄剤の品質規格及び使用方法の基準が設定された。

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第1節 環境衛生関係営業 1 環境衛生関係営業

(1) 営業の概要

環境衛生関係営業は,理容業,クリーニング業,公衆浴場業等のように国民生活に密着したサービスを提供するものであり.47年末における施設数は,第2-3-1表のとおりである。

第2-3-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

第2-3-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

		-1.	-	•	•	24 - VIC 20 III.			-	O de Sicir (1)	C DC	
						施	設	数		従業者規 構成比(4	模別事業) 4年)	所数の
						46年末	47年末	伸び	率	1~4人	5~49	50∼
総					数	1,534,609	1,627,358		6.0	80.6 (78.4)	19.0 (21.3)	0.4
興		行			場	5, 204	4,929	Δ	5.3	23.9	74.2	2.0
亦	テ	N	色	ŝ	薬	496	611	1	23. 2	(24.2)	(74.0)	(1.3)
旅	館		営		業	78, 533	80,085		2.0	73.0	25.7	1.3
衝	易宿	1	听 '	営	粱	20,828	22, 400		1.5	(69.5)	29.0	(1.5)
下					宿	2,524	2,523		0.0	J		
公	衆		浴		場	25, 403	25, 693		1.1	74.2		0.3
(再	掲)民営	\$-#	设公	衆治	沿場	20,580	19,856			(70.4)	(27.4)	(0.2)
理		容			所	137,062	139, 202		1.6	89.8	10.2	0.0
美		容			所	118,642	122,687		3.4	 (86.7) 88.0	※ (13.3) 12.0	※ (0.0) 0.0
1	y —	=	\mathcal{V}	1	所	83, 113	87,874		5.7	82.9 (77.9)	16.7	0.4
飲	食	店	Ž	Š	菜	885, 368	953, 253		7.7		21.6	0.4
喫	茶	店	1	営	業	47,596	45, 840	_	3.7	(76.4)		(0.4)
食	肉	販	3	Ē	業	122,330	134, 934		10.3	83.3		0.0
氷	雪	販	3	E	桨	7,510	7,327	Δ	2.4	(81.3)	(10.7)	(0.0)
-												

資料: 厚生省統計調査部「衛生行政業務報告」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

- (注) 1. 46年末の施設数は沖縄県を含まない。
 - 2. () 内は41年の数字である。
 - 3. ※は理容所と美容所を合わせた構成比である。

(2) 監視及び指導

衛生水準の確保は,環境衛生関係営業にとって特に必要なことであり,それぞれの施設に応じ遵守すべき措置基準(換気照明,防湿,消毒等の基準)が法令により定められているほか,保健所に置かれている環境衛生監視員によって,衛生措置に関し,監視,指導が行われている。また,業種ごとに,法律に基づき,環境衛生同業組合を組織し,組合員の営業に関する指導を行うなど,自主的に衛生水準の向上,経営の合理化等のための活動を行っている。

(3) 経営の現状

環境衛生関係営業は,その業種により種々異なった事情を有するが,一般的には次のような特色がある。

第1は,第2-3-1表にみるとおり,零細規模の営業が多く,従業員5人未満の事業所が80%を超えており,年々その割合が高まっていることである。

これは,環境衛生関係営業が生業的性質を有することによるものである。

第2は,人手不足が深刻化していることである。これは,我が国が全般的に労働力の不足状況にあることにもよるが、特に環境衛生関係営業においては,機械設備の導入による省力化の余地が少ないことによるものである。

厚生白書(昭和48年版)

第3は,営業施設の相対的過剰がみうけられることである。特に理容業,美容業においては,料金との悪循環がみられ,深刻な問題となっている。

第4には,第2-3-2表にみられるような料金の上昇があげられる。これらの業種においては合理化による生産性の向上を図ることが困難なため,人件費等の諸経費の上昇がそのまま料金にはねかえることなどにより,料金の上昇が著しくなっている。

第2-3-2表 消費者物価指数

第2-3-2表 消 費 者 物 価 指 数

,	40年	41	42	43	44	45	46	47
総合	100.0	105.1	109.3	115.1	121.1	130.4	138.4	144.6
理 髪 料	100.0	109.7	117.3	128.7	141.0	160.1	184.9	210.9
パーマネント代	100.0	108.1	113.9	122.2	135.7	153.5	178.1	203.8
入浴料(大人)	100.0	113.6	115.0	126.4	134.8	145.6	156.8	173.8
洗たく代(ワイシャツ)	100.0	100.5	99.0	103.9	110.5	120.5	137.0	150.3
洗たく代(背広)	100.0	99.0	95.9	96.6	99.9	105.5	112.3	117.8
映 画 観 覧 料	100.0	108.4	116.8	129.4	146.9	159.4	175.8	194.1
宿 泊 料	100.0	108.9	117.2	122.7	126.0	128.2	139.0	143.1

資料:総理府統計局「消費者物価指数年報」 (注) 表中の数値は40年を100とした指数である。

このように環境衛生営業は零細規模のものが多く,経営の体質は弱い。これら営業者の資金力を補い,衛生 水準を高めるため,近代化に要する資金について環境衛生金融公庫から融資を行っているところであるが, 経営の体質強化のためには,業者自身の自主的努力が何よりも必要である。

この自主的な努力を助長し,適切な近代化,合理化を行わせるため,46年度より業界の中から環境衛生相談員を養成している。相談員は,環境衛生関係営業者からの相談に応じて,経営や設備の近代化を行うものであり,これに必要な知識を付与するため,国の補助を受けて,各都道府県において講習会を実施している。

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第1節 環境衛生関係営業 2 公衆浴場業

環境衛生関係営業のなかでも、公衆浴場業は今日特に深刻な事態に直面している業種である。

公衆浴場は,古くから我が国において無くてはならない施設として親しまれてきた。しかし,近年,住宅事情の改善に伴う自家風呂の普及により入浴客が減少したこと,人件費その他の諸経費の高騰に対して合理化による生産性の向上が比較的に困難な業種であること,入浴料金が物価統制令により統制されていることなどの事情が重なり,多くの公衆浴場が経営困難に陥っている。そのため転廃業する者が続出し,ここ数年の民営一般公衆浴場数の減少傾向をみても,43年77,44年300,45年514,46年662,47年929(1日平均2・5)と年々激しさを加え,39年当時2万2,198施設あった民営一般公衆浴場が,47年末には1万9,651施設(沖縄県205施設を除く。)になり,11.5%の大幅な減少を示した。

しかしながら,いまだ公衆浴場に依存せざるを得ない二千数百万人の利用者があり,地域によっては,公衆浴場が全く姿を消してしまったため,公衆浴場以外に入浴すべき場を持たない住民に深刻な影響を与えているところもある。

このため,厚生省としては,47年7月27日,学識経験者からなる公衆浴場問題懇談会の意見を受けたのち,これを参考として公衆浴場の確保を図るべく,公衆浴場の経営指導の強化,低利の融資,料金算定方式の検討等,公衆浴場の経営改善のため努力している。

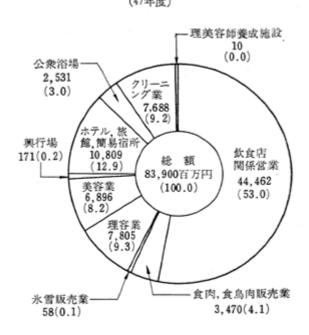
他方,地方公共団体においても,地方の実情に応じて,公衆浴場に使用する上水道料の軽減,設備改善融資,利 子補給等の助成策を講じてきている。

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第1節 環境衛生関係営業 3 環境衛生金融公庫

環境衛生金融公庫は,設立以来,環境衛生関係営業の衛生水準を高め近代化を推進する目的で設備資金の融資を行ってきたが,48年度で7年度目を迎え,公庫の貸付残高も1,944億円となった。

47年度における貸付実績は,第2-3-1図に示すとおり,総額839億円であり,昨年の貸付実績761億円に比べて 10.2%増加した。

第2-3-1図環境衛生金融公庫業種別融資実績



第2-3-1図 環境衛生金融公庫業種別融資実績 (47年度)

環境衛生金融公庫調べ (注)() 内の数字は%

また,48年度より,新たに,常時雇用する従業員2人以下の環境衛生関係営業の経営改善を図るため,小企業設備改善資金特別貸付制度(資金枠45億円,貸付限度100万円,金利年7%,貸付期間2年以内,無担保,無保証)を創設することとした。

厚生白書(昭和48年版)

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第2節 家庭用品の安全対策

近年の化学工業の飛躍的発展により,各種化学物質が,処理剤,加工剤として,繊維製品,家具,洗剤,塗料等の家庭用品に使用され,品質の向上(難燃性,柔軟性,防かび性,防しわ性,発水性,帯電防止性等)を果たし,国民生活に大いに利便を供している。その反面,これらの科学物質の人体への影響についてはほとんど検討がなされず,保健衛生上何らの規制もないまま家庭用品として生産,消費がなされていたため,家庭用品による健康被害の問題が新たに提起されるに至った。すなわち,40年代に入り,主婦連,学者,国民生活センター,地方消費生活センターなどの調査結果にかなりの健康被害例がみられ,45年に科学技術庁の「衣料処理剤に関する基礎調査資料」が発表されるに及び,被害実態もかなり詳細に明らかになった。これらの被害調査報告によると,特に人体との接触のひん度の高い衣料による被害例が多く,これは繊維製品等に使用されている各種加工剤の影響と考えられる。また,被害の大半は,かぶれ,かゆみ,発しん等の皮膚障害であるが,その他慢性的な内科的疾患(めまい,気管支炎,肝障害等)の可能性も指摘されている。

そこで厚生省としては,45年秋の公害国会でとりあえず毒物及び劇物取締法の一部改正を行い,毒劇物である危険な科学物質を含有する家庭用品を規制する体制を敷くとともに,46年度から化学物質と人の健康との関連について本格的に研究に着手することとした。まず,46年度には厚生科学研究補助金により,医療機関を通じて旧用品等に含まれる化学物質の健康に及ぼす影響に関する研究」を行い,引き続き47年度においては,主として衣料処理剤として使用されている化学物質を取り上げ,有機リン系防炎剤,有機塩素系防虫剤,有機水銀,有機すず系衛生加工剤,ホルマリン等15品目について,急性毒性試験,慢性毒性試験,皮膚刺激試験,アレルギー試験等を実施しており,48年度においては,各種衣料処理剤16品目を追加し,合計31品目について各種毒性試験を実施中である。

また,家庭用品の安全性に関する重要事項を調査,審議するため,47年4月,生活環境審議会に家庭用品安全性問題専門委員会を設置し,家庭用品に係る化学物質の毒性の評価及び安全基準の策定等具体的規制内容について検討を進めており,更に,家庭用品の安全性を確保するための規制をより実効あるものとするため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案」を第71特別国会に提出し,成立をみた。

なお,家庭用品の安全対策を一元的かつ強力に推進するため,48年8月,環境衛生局に家庭用品安全対策室を 設置した。

法律の概要は次のとおりである。

厚生白書	(昭和48年版)
------	----------

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第2節 家庭用品の安全対策

(1) 家庭用品の基準

厚生大臣は,保健衛生上の見地から,厚生省令で家庭用品を指定し,その家庭用品について,有害物質の含有量,溶出量又は発散量に関し,必要な基準を定めることができる。基準の例としては,例えば洗剤等に含まれる有害物質は「含有量」として,各種衣料処理剤は「溶出量」として,また,家具,接着剤,カーテン等に含まれているホルマリン等の揮発性物質は「発散量」として,規制されることとなろう。

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第2節 家庭用品の安全対策

(2) 販売等の禁止

基準が定められた家庭用品の製造業者,輸入業者又は販売業者は,その基準に適合しない家庭用品を販売し, 授与し,又は販売若しくは授与の目的で陳列してはならない。

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第2節 家庭用品の安全対策

(3) 回収命令等

厚生大臣,都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は,家庭用品の製造業者等が,基準に適合しない家庭用品を販売又は授与したことにより人の健康被害が生ずる恐れがある場合には,業者に対して家庭用品の回収その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。また、家庭用品について基準が定められていない場合であっても,家庭用品に含まれている物質によって重大な被害が発生した場合には,その被害の拡大を防止するため,回収等応急の措置をとるべきことを,業者に対して命ずることができる。

厚生白書(1	昭和48年版)
--------	---------

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第2節 家庭用品の安全対策 (4) 監視体制

販売又は授与された家庭用品が基準に適合しているかどうかを監視するため,国,都道府県及び保健所を設置する市に,立入検査等の業務を行う,一定の資格を有する家庭用品衛生監視員を置くことにしている。

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策 1 建築物衛生

建築物の維持管理面における衛生対策は,45年10月に施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

同法の主な内容は,興行場,百貨店,店舗,事務所,学校等の用途に供される相当程度の規模を有する建築物で,多数の者が使用,利用するもの(特定建築物)の所有者に対して,「建築物環境衛生管理基準」に従って維持管理することを義務づけるとともに,厚生大臣の免状を持つ「建築物環境衛生管理技術者」を選任して,その維持管理の監督に当たらせ.最終的な担保として,都道府県又は保健所を設置する市の環境衛生監視員が立入検査等を行いチェックするというものである。

従来,特定建築物の延べ面積は8,000 m^2 以上とされていたが,48年5月,同法施行令が改正されて,5,000 m^2 以上(学校教育法第1条に規定する学校については,従前どおり8,000 m^2 以上)となった。この改正政令の施行は48年11月1日である。

特定建築物の数は、第2-3-3表のとおりである。

第2-3-3表 特定建築物数(届出件数)

第2-3-3表 特定建築物数(届出件数) (47年12月31日)

				1/4							-
	実行場	百貨店	集会場	図書館	博物館 美術館	遊技場	店舗	事務所	学 校	旅 館	計
建築物数	79	243		7	7	84					2,415

厚生省環境衛生局調べ

45年10月から47年12月までの間に,中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備を有する特定建築物について維持管理基準に対する適合状況を調査した結果は第2-3-4表のとおりである。本法の維持管理基準の性格は,違反すると直ちに罰則又は行政処分の対象となる許容限度的な最低基準ではなく,環境衛生上より良好な状態を維持することを目標とする,いわば実現可能な望ましい基準といった性格のものであるが,調査結果をみると,かなりの特定建築物について維持管理の改善強化が必要であることが認識される。

第2-3-4表 管理基準に対する適合状況

第2-3-4表 管理基準に対する適合状況

(45年10月~47年12月末)

(単位:件)

		32	気度	境。) 調 !	生		給水の	管理	排	清	ねずみ、
	浮	二有	炭率	温	冷温	相	気	水	残	水		み
	粉	化	炭率が		房産	対			留	Ø		とん
	浮遊粉じんの	酸化炭素の含	スの含有		の内外の	湿			塩	管		ん虫の防除
	量	含	岩	度	かの	度	流	質	索	理	掃	防险
												D0/
適合 不合格	1,030	1,622				1,239		1,451			2, 369	

厚生省環境衛生局調べ

なお,48年6月30日現在,厚生大臣の行う試験に合格し,又は厚生大臣の指定する講習会を受講して建築物環境衛生管理技術者の免状を受けた者は7,061名に達している。

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策 2 ねずみ,こん虫等駆除事業

伝染病の有力な媒介源であるねずみ,こん虫等の駆除事業は,従来から防疫行政の一環として、市町村の専門職員及び地区衛生組織による活動を中心として推進されてきた。一方,下水道及び廃棄物処理施設の整備,改善によって,一般家庭の台所,便所等従来の発生源は著しく減少の傾向をたどっている。

しかしながら,近年,都市化の進展に伴って建築物の構造等も複雑化し,ドブネズミの繁殖,あるいはビルの地下汚水ピットやし尿浄化そうからのチカイエカの発生等これらの生態や発生源に変化が生じており,しかも夜間の定住人口の少ない都市部においては地区衛生組織の活動が期待できないので,新しい駆除の体制確立すなわち専門駆除業者の育成と資質の向上が望まれている。

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策 3 狂犬病予防事業

我が国における狂犬病は,25年に狂犬病予防法が公布施行され,畜犬の登録,狂犬病予防注射の実施,違法犬の捕獲抑留等を徹底して実施したことにより急速に減少し,人については特殊例を除いて30年以来,犬については32年以来,その発生はない。

47年中における犬の登録頭数は309万597頭,狂犬病予防注射頭数は506万6,477頭,抑留頭数は70万3,764頭となっている。

近年,狂犬病予防とは別個の問題であるが,犬によるこう傷死亡事件,その他の被害が発生し,社会問題となっている。

第2編 生活環境の整備 第3章 生活環境の衛生管理 第3節 建築物衛生その他の環境衛生対策 4 墓地及び埋葬等

47年末における墓地等の施設数ば,墓地88万7,482,火葬場2万1,238,納骨堂7,835となっている。

このうち火葬場については,自治省が交付する広域市町村圏振興整備事業のための補助金や厚生年金積立金還元融資及び国民年金特別融資制度の活用(47年度は8億3,190万円の貸出し)により整備が進められている。墓地については,近年,特に都市近辺において供給不足がみられ,その整備を図るための積極的施策を講ずる必要がある。

埋葬の形態は土葬から火葬へと変化しており,埋葬件数中火葬の割合は,44年77.5%,45年79.2%,46年80.5%,47年82.2%と年々高まっている。